

## 「許可（届出）証明願の種類と添付書類等」

○提出部数：2部（正本，副本[証明用]）

○交付：八千代町農業委員会会長（即日交付）

※証明願の記載内容については事前に確認をお願いします。

※代理による手続きの場合は、委任状を添付してください。

※許可時と所有者が違う（相続等により）場合は、登記情報を添付願います。

○農地法第4条，第5条関係

証明願の種類	内 容	添付書類
4・5条の許可があったこと及び取消されていない証明願（様式7-4）	許可書の紛失・棄損 （許可後1年以上経過）	－
4・5条の許可証明願 （様式7-2(1)）	許可書の紛失・棄損 （許可後1年以内）	－
4・5条の許可を取消されていない証明願 （様式7-3）	許可指令書あり(原本確認)	許可指令書写
4・5条の届出受理の証明願 （様式7-2(2)[市街化区域]）	受理通知書の紛失・棄損	－

※転用関係の証明願は、以下の場合は交付が後日又は交付できない場合があります。

- ・現地確認が必要な場合
- ・許可及び届出の事業内容のとおり実施されていない場合